

日本地質学会学術大会に関する緊急時対応

1. 地震が発生した場合

学術大会行事の最中に地震が発生した場合は、大会実行委員会及び学会執行理事会は地震の規模や周辺状況を冷静に判断し、第一に参加者の身の安全確保に務める。避難が必要な場合は、揺れがおさまってから、安全な場所に避難誘導する。

- (1) 会場および周辺に被害が発生し、学術大会行事の続行が困難な場合は中止とする。
- (2) 学術大会行事開始予定時刻前に地震が発生し、学術大会行事の実施が困難な場合は中止とする。中止した行事は、大会期間中に延期実施可能な場合を除き、原則として代替実施は行わない。
- (3) 学術大会行事の中止の告知は、地質学会ホームページ等にて行う。またあらかじめ公表した行事に関する問い合わせ先の電話によって対応する。

2. 行事实施地域に特別警報または暴風警報（以下警報等という）が発令された場合。

2-1. 一般公開行事

- (1) 一般公開行事開始予定時刻 3 時間前の時点で、警報等が発令されている場合は、大会実行委員会及び学会執行理事会は、一般公開行事を中止とする。
- (2) 一般公開行事实施中に警報等が発令された場合は、大会実行委員会及び学会執行理事会は、速やかに行事を中止する。
- (3) 一般公開行事の中止の告知は、地質学会ホームページにて行う。またあらかじめ公表した行事に関する問い合わせ先の電話によって対応を行う。

2-2. 一般公開行事以外の学術大会行事

- (1) 大会実行委員会及び学会執行理事会が相談の上、行事の実施が困難と判断される場合は行事を中止する。中止した行事は、大会期間中に延期実施可能な場合を除き、原則として代替実施は行わない。
- (2) 行事の中止の告知は、地質学会ホームページ等にて行う。また、あらかじめ公表した行事に関する問い合わせ先の電話によって対応する。

3. 災害等による交通機関不通時の講演発表の取扱

学術大会会場への交通が不通のため、定刻までに来場できない場合は、学術大会が中止になった場合を除き、講演発表は取り消しとして扱う。

2014年7月28日 「一般公開行事实施の際の警報等発令時及び地震発生時の対応指針」作成

2016年1月23日 上記「対応指針」(2014/7/28)を改訂し、「日本地質学会学術大会に関する緊急時対応」を作成

2019年4月6日 上記「緊急時対応」(2016/1/23作成)の一部を改訂